

環境に及ぼす影響の評価の結論

事業計画の内容や環境影響評価調査計画書に係る知事の審査意見書及び都民の意見書等を勘案して予測・評価項目を検討・選定し、現地調査を実施した上で対象事業の実施が環境に及ぼす影響について予測・評価を行った。

環境に及ぼす影響の評価の結論は、表に示すとおりである。

表 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1. 大気汚染	<p>(1)一般環境大気 事業区域から発生する粉じん(降下ばいじん)は、事業着手～1年後の採掘作業の重機台数は現況と変わらないほか、粉じんの発生源となる施設及び関連車両も変わらず、また今後も継続して粉じん防止対策を講じていくことから、粉じん発生の変化の程度は少ないと考える。また、1年後～5年後、5年後～10年後、10年後～15年後、15年後～20年後についても、事業着手～1年後と同様に重機台数等は現況と変わらないことから、粉じん発生の変化の程度は少ないと考える。 したがって、事業区域周辺の環境大気は現況と同程度と予測され、評価の指標とした「現況を悪化させない」ことを満足すると考える。</p> <p>(2)沿道大気 沿道大気の影響地点における将来交通量は、事業着手～1年後、1年後～5年後、5年後～10年後、10年後～15年後、15年後～20年後まで、いずれも現況と変わらないと考えられる。 したがって、沿道大気は現況と同程度と予測され、評価の指標とした「現況を悪化させない」ことを満足すると考える。</p>
2. 騒音・振動	<p>(1)採掘に伴い発生する発破騒音・振動レベル 発破騒音レベルは、敷地境界で最大45dB、最寄り民家で最大45dBと予測され、評価の指標とした環境確保条例に基づく「工場及び指定作業場に適用する騒音の規制基準」(昼間50dB)を下回る。 発破振動レベルは、敷地境界で最大60dB、最寄り民家で最大60dBと予測され、評価の指標とした環境確保条例に基づく「工場及び指定作業場に適用する振動の規制基準」(昼間60dB)を下回る。</p> <p>(2)破砕・選別時に発生する工場騒音・振動レベル 工場騒音レベルは、敷地境界で最大47dB、最寄り民家で最大49dBと予測され、評価の指標とした環境確保条例に基づく「工場及び指定作業場に適用する騒音の規制基準」(昼間50dB)を下回る。 工場振動レベルは、敷地境界で37dB、最寄り民家で31dBと予測され、評価の指標とした環境確保条例に基づく「工場及び指定作業場に適用する振動の規制基準」(昼間60dB)を下回る。</p> <p>(3)採掘に伴い発生する重機騒音・振動レベル 重機騒音レベルは、敷地境界で最大41dB、最寄り民家で最大50dBと予測され、評価の指標とした「工場及び指定作業場に適用する騒音の規制基準」(昼間50dB)を下回る。 重機振動レベルは、敷地境界で最大44dB、最寄り民家で最大49dBと予測され、評価の指標とした環境確保条例に基づく「工場及び指定作業場に適用する振動の規制基準」(昼間60dB)を下回る。</p> <p>(4)出荷ダンプトラックの走行により発生する道路交通騒音・振動レベル 道路交通騒音レベルは、昼間64dB、夜間53dBと予測され、評価の指標とした環境基本法に基づく「騒音に係る環境基準について」(昼間65dB、夜間60dB)を下回る。 道路交通振動レベルは、25dB未満と予測され、評価の指標とした環境確保条例に基づく「日常生活等に適用する規制基準」(昼間60dB、夜間55dB)を下回る。</p>

表 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
3.水質汚濁	<p>平水時（無降雨時）は、事業区域からの雨水は成木川へは放流されない。</p> <p>降水時の各予測時点におけるSSは、通常降雨時については5mg/Lと予測され、評価の指標である25mg/Lを下回る。</p> <p>また、強雨時については、想定される最大の予測条件であっても35mg/Lと予測され、評価の指標である25mg/Lを上回るが、放流前の河川水質の34mg/Lとほとんど変わらないことから本事業区域からの増加分はわずかであると考える。</p>
4.地形地質	<p>事業着手20年後の土地の安定性の变化の程度について、斜面の安定性及び落石・転石ともに採掘に伴う土地の安定性の变化の程度は軽微であると予測された。さらに、環境影響をできる限り回避または低減することを目的とし、事業実施段階の環境保全措置として、落石防止ネットやしがら柵を設置することから、周辺への影響はほとんど生じないと考える。</p> <p>したがって、評価の指標とした「事業着手20年後の土地の安定性が確保されていること」を満足すると考える。</p>
5.水循環	<p>河川の流量及び流速の変化の程度について、渇水時における成木川の事業区域より上流側では、本事業の改変が無いとともに、改変を伴う他の開発が無いことから流量の減少はないと考える。下流側では、分布型降雨流出モデルより流量の減少は無いと予測される。さらに、環境保全措置として、緑地管理計画により残留緑地、回復緑地、植栽緑地を設けて、降雨の涵養を可能な限り保つことから、渇水時に成木川の下流域への流量と流速に与える影響はほとんどないと考える。</p> <p>降水時における流量と流速は、新たな採掘区域において、降雨直後の流出係数が増し流出量が増大するが、十分な容量の洪水調整池・沈砂池を整備して一時貯留を行い、下流河川への放流量を調整するので、下流側の安全性は保たれると予測される。さらに、定期的に洪水調整池・沈砂池の土砂を浚うことにより、その機能維持を最大限に行うことから、影響はほとんどないと考える。</p> <p>したがって、評価の指標とした「河川等の状況に著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考える。</p>
6.生物・生態系	<p>採掘区域では採掘の進行に伴い、合計5.97haの植物群落とそこに生息する動物種等の繁殖、採餌、休息場が消失、縮小する。一方、残留緑地22.09haは、事業着手以前とほぼ同様に保全し、さらにスギ・ヒノキ植林の一部は広葉樹中心の混交林に林相転換する。また採掘後の犬走り部及び盛土造成部等では、在来種や肥料木を中心とした植栽（4.78ha）を行い、将来的に樹林環境を創出する。さらに、影響をうける注目される植物種は、移植等により保全する。</p> <p>洪水調整池・沈砂池を繁殖地とする注目される種のモリアオガエルは、繁殖期の土砂浚渫を避けることにより保全する。また、河川や沢の水環境は、事業区域内からの土砂、汚濁水を適切に処理することにより、事業着手以前とほぼ同様に維持する。これらにより、動植物種等の生息（育）環境の保全や質の向上等が図られる。</p> <p>したがって、評価の指標とした「生物・生態系の多様性に著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考える。</p>

表 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
7. 景観	<p>事業実施による採掘範囲の植生及び地形の改変や、一部スカイラインの低下、新たな残壁面が出現することによって、眺望に変化を及ぼす地点も存在するが、事業区域を見渡せる範囲は非常に限られること、採掘終了後に犬走り部等の速やかな緑化による植生回復等の対策を実施することから、周辺の景色との違和感は実行可能な範囲で低減され、地域景観の特性は維持され则认为。したがって、評価の指標とした「地域景観の特性に著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考える。</p>
8. 廃棄物	<p>(1)伐採樹木の発生量 事業実施に伴い発生する伐採樹木は、材木等として販売するといった有効活用を可能な限り行い、その他の伐採樹木はしがら柵、シイタケ原木、エコスタック、残留緑地内での肥料等といった方法で可能な限り有効活用する。</p> <p>(2)廃土・廃石の発生量 発生する廃土・廃石のうち良質な表土は、犬走り部や平坦部の植栽緑地の客土として利用するといった有効利用をできる限り行い、その他の廃土・廃石は基本的に事業区域内に堆積又は埋め立てを行う。また砕石製造工程で発生する脱水ケーキは、すべて事業区域内で埋土材として活用する。</p> <p>(3)その他の廃棄物の発生量 事務所等から発生する廃棄物は現況と同程度である。また、廃棄物の発生抑制に努めるとともに、空き缶等を分別することによりリサイクルを促進する。 したがって、評価の指標とした「東京都廃棄物条例」における「事業者の責務」を満足すると考える。</p>
9. 温室効果ガス	<p>本事業の実施による着手20年後のCO₂排出量は、年間生産量が現況と変わらないことから、当該事業所の実績からは4,251 (t-CO₂/年)、全国の砕石業全体の実績からは1,838 (t-CO₂/年)と予測される。 したがって、評価の指標とした「地球温暖化対策の推進に関する法律」における「事業者の責務」及び「環境確保条例」における「地球温暖化対策の推進」を満足すると考える。</p>